

意見募集の結果(別紙3)及び提言型政策仕分けの提言を踏まえ、開設指針案の規定を以下のとおり修正

<http://sasshin.go.jp/shiwake/detail/2011-11-21.html>

## 開設指針案(意見募集時)の概要

## 修正内容

- 15MHz幅×2を1者に割当て
- 改正電波法に基づき、周波数移行を、当該周波数を新たに利用する認定開設者による費用負担(新設機器代金・工事費用等)で実施(認定開設者に以下の義務)
  - ① 認定から一月以内に、問合せに対応するための窓口を設置
  - ② 認定から六月以内に、周波数移行の実施概要の周知開始と、実施手順の通知
  - ③ ②の実施前に、RFID製造業者等及びMCA制御局の免許人と協議
  - ④ RFIDの無線局及びMCA端末局の免許人等との間で、周波数移行のために行う措置の内容・時期及び費用負担の範囲・方法・時期等を協議
  - ⑤ ③と同時に、MCA制御局の免許人との間で、④と同様の内容及び旧周波数におけるMCAサービスの終了時期について協議
  - ⑥ ④・⑤の協議による合意内容を、書面又は電磁的記録で確認し、認定の有効期間中保管
  - ⑦ ④・⑤の協議の申し入れがあった場合は、遅滞なく協議を開始
- 認定開設者は、四半期ごとに、開設計画に基づく事業の進捗及び周波数移行の実施状況を示す書類を総務大臣に提出し、周波数移行の実施状況の概要をインターネット等により公表
- 割当ての審査は、絶対審査基準(申請者において最低限満たすべき基準)と次の競願時審査基準により実施
  - (1) 周波数移行に係る費用(上限2,100億円)を最も多く負担可能な者
  - (2) 3.9世代携帯電話の人口カバー率(2018年度末時点)が最も大きい者
  - (3) 次の各項目に対し、総合的に最も適合している者
    - － 周波数移行を実施するため、移行対象者との迅速な合意形成を図るための具体的な対策及び円滑な実施を図るための具体的な体制の整備に関する計画がより充実していること
    - － 他の電気通信事業者等多数の者に対する基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること
    - － 割り当てている周波数帯の差違及び周波数の逼迫状況を勘案して、基地局を開設して電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営により寄与すること
- 700MHz帯の割当てでは、900MHz帯を割当てられた者を劣後させる

周波数移行の透明性確保のため、以下の事項を明記

申請者は、認定までの間、対象免許人等及び製造業者等と、終了促進措置に関する費用の負担に関する協議、調整等を一切行わないこと

認定から一月以内に、問合せに対応するための窓口を設置

周波数移行の実施手順の通知内容を、インターネット等により公表すること

周波数移行に要する費用の負担の公正が確保されるよう十分に配慮し、MCA制御局の免許人等は、周波数移行の実施に関する協議に関与したことに對して認定開設者及び移行対象免許人等から対価を受けてはならないこと

協議による合意内容を、書面又は電磁的記録で確認し、認定の有効期間中保管し、総務大臣の求めに応じて速やかにその写しを提出すること

周波数移行の実施状況を適切に把握・公表するため、以下の事項を明記

認定開設者は、四半期ごとに、周波数移行を実施した無線局数・その費用等の実施状況を示す書類を総務大臣に提出

総務大臣は、当該書類について、適切に実施されていることを確認し、インターネット等で公表

基地局の利用促進の方法として、卸電気通信役務の提供・電気通信設備の接続(MVNO)が含まれていることを明記

新規参入者も公平に審査することができるよう、審査事項に、割り当てている周波数帯の有無を含むことを明記

修正後

修正前 (意見募集時)

五 終了促進措置に関する事項

五 終了促進措置に関する事項

1～3 (略)

1～3 (略)

4 認定開設者は、終了促進措置の実施に当たって、次に掲げる事項を行わなければならない。

4 認定開設者は、終了促進措置の実施に当たって、次に掲げる事項を行わなければならない。

(一) 認定日から六月以内に、終了促進措置の概要(次号(二)の定めにより設置した窓口の連絡先及び対応時間を含む。)を対象免許人等に周知させるための措置を開始すること

(一) 認定日から一月以内に、終了促進措置の実施に関する対象免許人等からの問合せに対応するための窓口を設置し、第二項第三号(一)に定める日の前日まで設置すること

(二) 認定日から六月以内に、終了促進措置の実施手順を第一号(一)及び(二)に掲げる無線局の免許人及び登録人に対して通知すること

(二) 認定日から六月以内に、終了促進措置の実施手順を第一号(一)及び(二)に掲げる無線局の免許人及び登録人に対して通知すること

(三) (一)及び(二)に掲げる事項の実施前に、第一号(一)の無線局の無線設備に係る認証取扱業者(電波法第三十八条の二十五第一項に規定する認証取扱業者をいう。)及び製造業者又はこれらの者を社員その他の構成員としている法人又は団体(以下「製造業者等」という。)並びに第一号(三)に掲げる無線局の免許人との間で、(一)及び(二)の事項の実施について協議を行うこと

(三) 認定日から六月以内に、終了促進措置の実施について協議を行うこと

(四) 対象免許人等(第一号(三)に掲げる無線局の免許人を除く。)との間で、当該対象免許人等が行う第二号に定める措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期その他終了促進措置の内容について協議を行うこと

(四) 対象免許人等(第一号(三)に掲げる無線局の免許人を除く。)との間で、当該対象免許人等が行う第二号に定める措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期その他終了促進措置の内容について協議を行うこと

(五) 第一号(三)に掲げる無線局の免許人との間で、(三)に定める協議と同時

(六) 第一号(三)に掲げる無線局の免許人との間で、(四)に定める協議と同時

に、当該免許人が行う第二号に定める措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期並びに当該免許人に係る無線局と第一号(二)に掲げる無線局との間のMCA陸上移動通信及びデジタルMCA陸上移動通信を停止する時期その他終了促進措置の内容について協議を行うこと

(六) 対象免許人等から(四)又は(五)の協議の申入れがあった場合には、遅滞なく当該協議を開始すること

5) 申請者又は認定開設者は、終了促進措置の実施に関する透明性の確保を図るため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(一) 申請者は、本開設指針の告示のときから認定を受けるまでの間、対象免許人等及び製造業者等に対し、認定開設者が行う第二号に規定する費用の負担に関する協議、調整等を一切行わないこと

(二) 認定開設者は、認定日から一月以内に、終了促進措置の実施に関する対象免許人等からの問合せに対応するための窓口を設置し、第二項第三号(一)に定める日の前日まで設置すること

(三) 認定開設者は、前号(二)の通知をした場合は、その通知の内容をインターネットの利用その他の方法により公表すること

(四) 認定開設者は、終了促進措置に関する費用の負担の公正が確保されるよう十分に配慮すること。なお、前号(三)から(五)までに規定する終了

に、(五)に定める協議の内容及び当該免許人に係る無線局と第一号(二)に掲げる無線局との間のMCA陸上移動通信及びデジタルMCA陸上移動通信を停止する時期について協議を行うこと

(七) (五)及び(六)の協議により合意がなされたときは、その内容を、認定開設者及び対象免許人等が署名若しくは記名押印した書面又は電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。)を行った電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により確認し、本開設指針に基づく開設計画の認定の有効期間中、当該書面又は当該電磁的記録を保管すること

(八) 対象免許人等から(五)又は(六)の協議の申入れがあった場合には、遅滞なく当該協議を開始すること

促進措置の実施に関する協議において、第一号(三)に掲げる無線局の免許人及び製造業者等が関与する場合には、当該者は当該関与に対して認定開設者及び対象免許人等から対価を受けてはならないこと

(五) 認定開設者は、前号(四)又は(五)の協議により合意がなされたときは、その内容を、認定開設者及び対象免許人等が署名若しくは記名押印した書面又は電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。)を行った電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により確認し、本開設指針に係る開設計画の認定の有効期間中、当該書面又は当該電磁的記録を保管し、総務大臣の求めに応じて速やかにその写しを提出すること

(六) 認定開設者は、当該認定に係る開設計画に基づく終了促進措置の完了までの間、毎年度の四半期ごとに、第一号(一)から(三)までに掲げる無線局の区分に従い当該措置を実施した無線局数及び当該措置の実施に要した費用その他当該措置の実施の状況を示す書類を総務大臣に提出すること

6| 総務大臣は、前号(六)の規定により認定開設者から提出された書類について、本開設指針及び当該認定に係る開設計画に基づき適切に終了促進措置が実施されていることを確認し、当該書類の概要及び確認の結果をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

7| (略)

六 特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項

1～5 (略)

6 認定開設者は、毎年度の四半期ごとに、当該認定に係る開設計画に基づく事業の進捗を示す書類を総務大臣に提出しなければならない。

5| (略)

六 特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項

1～5 (略)

6 認定開設者は、毎年度の四半期ごとに、当該認定に係る開設計画に基づく事業の進捗及び終了促進措置の実施の状況を示す書類を総務大臣に提出し、かつ、終了促進措置の実施の状況の概要について当該措置の完了まで

別表第一 開設計画に記載すべき事項

一～六 (略)

七 終了促進措置に関する事項

1～4 (略)

5| 第五項第五号(一)に規定する事項の遵守を示す旨

6|・7| (略)

八～十 (略)

別表第三 開設計画の認定の審査基準

一・二 (略)

三 次に掲げる基準への適合の度合いが高いこと。

1 終了促進措置に関する事項

(略)

2 電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与

(一) 本開設指針又は平成二十一年総務省告示第二百四十八号に係る開設計画の認定を受けていない電気通信事業者等多数の者に対する、**卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること。**

(二) (一)のほか申請者に割り当てている周波数帯の**有無及び差違並びに**申請者に割り当てている周波数の幅に対する当該周波数を利用する電気通信事業に係る契約数の程度を勘案して、特定基地局を開設して電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営により寄与すること。

の間、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

別表第一 開設計画に記載すべき事項

一～六 (略)

七 終了促進措置に関する事項

1～4 (略)

5|・6| (略)

八～十 (略)

別表第三 開設計画の認定の審査基準

一・二 (略)

三 次に掲げる基準への適合の度合いが高いこと。

1 終了促進措置に関する事項

(略)

2 電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与

(一) 本開設指針又は平成二十一年総務省告示第二百四十八号に係る開設計画の認定を受けていない電気通信事業者等多数の者に対する特定基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること。

(二) (一)のほか申請者に割り当てている周波数帯の**差違及び**申請者に割り当てている周波数の幅に対する当該周波数を利用する電気通信事業に係る契約数の程度を勘案して、特定基地局を開設して電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営により寄与すること。